

# 甲府市認知症カフェ運営事業受託者追加募集要領

甲府市保健衛生部保健衛生総室健康政策課

## 1 目的

この要領は、介護保険法に規定する地域支援事業における包括的支援事業のうち、認知症カフェ運営事業について、当該事業の目的を効果的に達成できる事業者を選定するために、受託者の募集に関して必要な事項を定める。

## 2 事業内容及び事業形態

認知症の人とその家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき集うことができる「認知症カフェ」（通称：オレンジカフェ）を開設し運営する。（詳細は「甲府市認知症カフェ運営事業委託仕様書」を参照）

## 3 募集数

3箇所とする。

ただし、地域包括支援センターの1つである中央ほうかつの担当地域を除く。

## 4 募集要件

- (1) 甲府市内に所在し、「甲府市認知症カフェ運営事業委託仕様書」に定める事業内容及び人員配置の履行が可能な法人であること。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。
- (3) 甲府市暴力団排除条例（平成24年3月条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (4) 市税を滞納していない法人であること。
- (5) 事業実施中に生じた事故等に対応可能な保険に加入できる法人であること。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている法人でないこと。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている法人でないこと。
- (9) 本市の指名停止を受けている者でないこと。

## 5 委託期間

令和6年6月1日から令和7年3月31日まで

## 6 業務委託料

対象経費は、「甲府市認知症カフェ運営事業実施要綱」第6及び【別表】を参照。

令和6年度 330,000円

委託料は、報告書に基づいて受託者の請求により年3回の分割払いとする。

## 7 実施要綱等の配布

市ホームページ上に掲載、または健康政策課にて配布する。

## 8 募集・提案の内容についての質問受付及び回答

募集・提案の内容について質問がある場合は、「甲府市認知症カフェ運営事業についての質問書」(第4号様式)により健康政策課にFAX、持参、郵送で提出するものとする。回答は市ホームページ上及び健康政策課で公開する。なお、電話による質問及び期限を過ぎての提出は認めない。

## 9 提出書類及び提出方法

提出書類は次の(1)から(4)とし、提出方法は持参または提出期限までの書留郵便とする。

- (1) 甲府市認知症カフェ運営事業公募申込書(第1号様式)
- (2) 甲府市認知症カフェ運営事業提案書(第2号様式)
- (3) 事業計画(第3号様式)
- (4) その他添付書類(原則として次のアからエ全てを提出するものとする。)
  - ア 定款、規則等
  - イ 役員及び構成員名簿、納税証明書(未納の無い証明)
  - ウ 安全管理マニュアル、苦情対応マニュアル、認知症カフェ設置場所の平面図
  - エ パンフレット、事業概要、報告書等法人の活動実績がわかる書類

## 10 選定方法

甲府市は事業提案、応募要件の確認等により委託契約候補者を選定し、ヒアリング及び実地調査を行う。その後、保健衛生部内に選定委員会を設置し、提出書類に基づき、その内容を総合的に評価し、委託契約候補者の選定を行う。

選定結果は、各応募法人に対して文書で通知する。

選定した法人は、市ホームページ上に掲載し、公表する。

審査項目

項目	内容	配点
事業計画に関する事項	提案内容、交流や相談の体制、事業予算	45
会場に関する事項	場所、会場の要件、利用可能人数、駐車場	25
職員体制に関する事項	職員の資格要件、人員体制	15
その他運営に関する事項	安全管理、事故対応、苦情対応	15

## 11 問合せ・提出場所

甲府市保健衛生部保健衛生総室健康政策課医療介護支援係

所在地 甲府市相生2丁目17番1号 甲府市健康支援センター2号館1階

電話 055-237-5484(直通)

FAX 055-227-5294

## 附則

この要領は令和6年4月1日から適用する。